

(証券コード 5279)
2023年6月1日

株 主 各 位

香川県さぬき市志度4614番地13

日本興業株式会社

代表取締役会長兼社長 多 田 綾 夫

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nihon-kogyo.co.jp>

(上記当社ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認下さい。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5279/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本興業」または「コード」に当社証券コード「5279」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧情報/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認下さい。)

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討下さいます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、同封の保護シールを議決権行使書にお貼り付けいただき、2023年6月22日（木曜日）午後5時40分までに到着するようご送付いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 香川県さぬき市志度4614番地13
日本興業株式会社 本社 R&Dプラザ「ギャラリウム」
（末尾の「会場ご案内図」をご参照下さい。）

3. 会議の目的事項

●報告事項

1. 第68期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第68期連結計算書類監査結果報告の件

●決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。

- ①.事業報告の「7. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他企業集団の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」
- ②.連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ③.連結計算書類の「連結注記表」
- ④.計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑤.計算書類の「個別注記表」

従いまして、本招集ご通知に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

~~~~~

第 68 期 事 業 報 告

(2022年 4 月 1日から)
(2023年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和に伴い社会経済活動が正常化しつつあるものの、原材料価格の高騰による企業収益や個人消費への影響が顕在化するなど、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

当社グループ（当社および子会社）の需要先である建設業界では、公共事業については、「国土強靱化」などの重点施策に予算が配分されたものの、原材料価格高騰などの影響により一部で発注遅延が生じるなど、厳しい状況で推移いたしました。一方、民間建設投資については、住宅市場における2022年の新設住宅着工戸数は伸び悩んだものの、企業の設備投資需要の回復に伴い建築・土木工事が活況を呈するなど、前年度に引き続き好調を維持しております。

このような状況のもと当社グループは、販売部門においては、営業担当と各支店に配置の営業推進部が連携しながら、現場の省力化や生産性向上のためのプレキャスト化を訴求すべく、役所や建設コンサルタントに向けた提案営業を鋭意推進するとともに、民間需要の開拓にも注力するなど、受注獲得に努めてまいりました。また、開発・設計部門の支援による3次元データなどのデジタル技術を駆使しながら、高付加価値製品の拡販や難易度の高い特注物件の受注にも注力いたしました。一方、生産部門においても、原材料価格の高騰への対策として、生産性の向上をより一層推進し協力会社とも連携を強化しながら原価の低減に取り組むとともに、物流の効率化を進めるなど、グループ一丸となって収益の獲得に努めてまいりました。さらには、東日本地区における土木資材事業の本格展開に向けて、新たな生産拠点として茨城工場を創設し製販一体化による拡販を推し進めるとともに、本年1月に九州地区における事業拡大の一環として、法面保護工事業を手掛ける葉月工業株式会社（鹿児島県鹿児島市）を子会社化するなど、当社グループの持続的成長の実現のための戦略を推し進めてまいりました。

当連結会計年度の業績は、主に土木資材事業の苦戦に伴い、売上高は113億36百万円（前年比3.7%減）となりました。

利益面については、減収に加え、原材料価格やエネルギーコストの高騰などの影響により、営業利益は2億80百万円（前年比22.9%減）、経常利益は3億23百万円（前年比22.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、1億98百万円（前年比27.3%減）となりました。

当期の期末配当金につきましては、去る4月28日開催の取締役会におきまして、1株につき25円（普通配当25円）とさせていただきます。

セグメント別の状況は、次のとおりであります。

（セグメント別売上高の状況）

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度比増減	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	比 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
土 木 資 材 事 業	7,948	67.5	7,300	64.4	△ 647	△ 8.1
景 観 資 材 事 業	2,658	22.6	2,972	26.2	314	11.8
エ ク ス テ リ ア 事 業	1,162	9.9	1,062	9.4	△ 99	△ 8.6
合 計	11,768	100.0	11,336	100.0	△ 432	△ 3.7

（土木資材事業）

国や地方の推進する「国土強靱化」や「防災・減災」、「流域治水」などの重点施策への対策を強化するとともに、建設現場における生産性向上や工期短縮化に向けたプレキャスト化への提案を強力に推し進めた結果、側溝を始めとする道路用製品や擁壁などの製品は堅調に推移したものの、公共工事において原材料価格高騰を起因とした発注遅延が生じたことで、主力のボックスカルバートなどが振るわず、昨年度の業績をけん引した関西地区における民間の大型工事が終了するとともに、東日本地区での販売も伸び悩んだことにより、当セグメントの連結売上高は73億円（前年比8.1%減）となりました。

新製品としては、バリアフリー仕様により歩行者に安全な集水スリット構造をもつ道路用側溝や、橋梁新設工事において、橋台と既設道路との境界部で発生する路面段差を防止するプレキャスト製の鉄筋コンクリート床版、再生可能エネルギー発電所建設に伴う自営線工事において、現場の設置状況に柔軟に対応可能で工期短縮やコスト縮減も図れる自営線柵などを開発いたしました。また、雨水貯留機能を持たせることで、豪雨による内水氾濫を抑制する多機能型の側溝「アクアゲッター」を用いて、豪雨時の道路浸水や急勾配における貯留メカニズムのシミュレーションを行うなど、水災害の抑止効果の可視化に取り組みました。

(景観資材事業)

駅前整備事業や公園・商業施設などの大型物件の受注に向けて、豊富な製品ラインナップと当社オリジナルの特注対応力を活かした提案営業を推進し受注獲得に努めた結果、主力市場である東日本地区を中心に、バリアフリーパイプや透水タイプの舗装材が前年度までの苦戦から回復基調に転じ、擬石を始めとするファニチュア製品も売上を伸ばした結果、当セグメントの連結売上高は29億72百万円（前年比11.8%増）となりました。

新製品としては、港湾施設におけるコンテナヤードなどの重荷重エリア向けに、波型形状を多く設けることでインターロッキング効果を高め、荷重伝達率の大幅向上により不陸やわだちの発生を抑制する重車両対応型ブロック「ニューロッキングブロック」などを開発いたしました。また、「防災かまどベンチ」をより簡易に組立可能な仕様リニューアルしたほか、車止め「ストロングボラード」に意匠性の高いスリムタイプの追加、3Dデータ活用と3D型枠造形法を用いた斬新な形状のファニチュア製品のラインナップ追加などに取り組みました。

(エクステリア事業)

水まわり製品を中心に新製品の投入や品揃えの強化によりラインナップの拡充を図り、エクステリア製品の販売を担当する連結子会社のニッコーエクステリア株式会社において、キャンプ場やグランピング施設など新たな市場への提案やハウスメーカーへの拡販に取り組んだ結果、主力の立水栓を始めとするガーデン関連製品は堅調に推移したものの、その他の製品が伸び悩んだことで、当セグメントの連結売上高は10億62百万円（前年比8.6%減）となりました。

新製品としては、住宅外構の積みブロックやフェンスの基礎として、日本建築学会の基準に準拠し安全性を確保するとともに、シーリング材を使用することで止水壁としても利用可能なコンクリート基礎「SW基礎ハイパー」や、内部に雨水を貯留することで、平常時はベンチとして、災害時は貯留水を非常用水として利用可能な多機能型ベンチ「レインリユーズ」、備蓄品を収納可能な収納ステップ&ベンチなどを開発いたしました。また、立水栓のレトロブリックシリーズに新たなカラーバリエーションを追加するなど、ラインナップを拡充しました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国の経済情勢は、緩やかな回復基調が維持すると予想されるものの、原材料価格やエネルギー価格の高騰や不安定な国際情勢を背景に、引き続き不透明な状況で推移するものと予想されます。一方、当社グループの需要先である建設業界においては、官需、民需ともに堅調に推移するものと見込まれます。

このような状況のなか、当社グループは、国の進める「国土強靱化」を始め、「防災・減災」、「流域治水」、「維持・補修」などの重点テーマや建設現場の生産性向上へのソリューションとして、プレキャスト化のメリットをユーザーに訴求しながら地域の需要や特性に応じた提案を推し進め、シェアおよび収益の拡大を目指してまいります。また、当社オリジナルのカスタマイズ技術を駆使した高付加価値の製品・工法の開発と拡販に注力するとともに、3次元データ等のデジタル技術を駆使した製品モデルの提案による難易度の高い特注物件への対応力強化や、グリーンインフラ、カーボンニュートラルといった社会的課題に貢献する素材や製品の開発を通じて、多様化・高度化するユーザーのニーズに的確に答えてまいります。加えて、本年4月に新設した「市場開拓部」、「事業戦略室」、「サステナビリティ推進室」ならびに「広報・IR室」により、それぞれ新市場や新事業分野の開拓、事業成長に向けた中長期経営戦略の策定、脱炭素化やリスク・マネジメント等への取組み強化やブランド力強化など、当社グループにおける重要課題のソリューションに向けて鋭意取り組んでまいります。

一方、昨年4月の茨城工場創設に伴う製販一体の態勢確立により、東日本地区における土木資材製品の一層の拡販に注力するとともに、本年1月に子会社化した葉月工業株式会社との連携により九州地区における本格的な事業展開を図るなど、当社グループの持続的成長に向けた地域戦略の推進により、収益の確保に努めてまいります。また、今後も予想されるセメント、骨材や鉄筋などの原材料価格やエネルギーコストの高騰への対策として、生産部門を始めとするあらゆる部門で管理強化と効率化によるコスト低減を図るとともに、販売価格の適正化を推し進めることで、利益の創出を図ってまいります。

以上のような施策を当社グループが一丸となって取り組むことで、グループ総和による中長期的な企業価値向上と持続的成長を図りながら、当社の経営理念である「美しく豊かな環境づくり」の実現に向けて鋭意挑戦してまいります。株主の皆様におかれましては、なにとぞ格別のご理解をいただき、今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は、3億89百万円で、主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

(当社)

土木資材事業

土木型枠一式

景観資材事業およびエクステリア事業

志度工場、北関東工場 生産設備の更新

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(4) 資金調達の状況

上記の設備投資の必要資金は、自己資金を充当したほか、型枠、OA機器、車両などについてはリースを活用いたしました。

(5) 重要な組織再編等の状況

当社は、2022年4月1日付にて、株式会社新茨中（茨城県笠間市）より事業を一部譲受の上、茨城工場を創設いたしました。

また、2023年1月6日付にて、葉月工業株式会社（鹿児島県鹿児島市）の発行済株式の80%を取得し、子会社化いたしました。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	2019年度 第65期	2020年度 第66期	2021年度 第67期	2022年度 第68期(当期)
売上高(百万円)	12,600	12,229	11,768	11,336
経常利益(百万円)	554	480	420	323
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	270	327	273	198
1株当たり当期純利益(円)	93.51	112.96	94.33	68.61
総資産(百万円)	13,635	14,020	13,760	15,207
純資産(百万円)	6,680	7,016	7,161	7,484

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数より期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

(7) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金 百万円	出資比率 %	主要な事業の内容
ニッコーエクステリア株式会社 (連結子会社)	90	100	建築資材の販売 造園工事の設計・施工
株式会社サンキャリア (連結子会社)	10	100	貨物取扱 配送センターの管理・運営 型枠製作、鉄筋加工品の製造・販売
葉月工業株式会社 (連結子会社)	10	80	法面保護工事業

(注) 葉月工業株式会社は2023年1月6日付で子会社化いたしました。

② その他の企業結合の状況

積水樹脂株式会社は、当社の株式を690千株（出資比率22.52%）を所有しており、当社は同社と企業提携基本契約（業務提携、人材提携および資本提携）を締結しております。

(8) 主要な事業内容

当社の企業集団は当社および子会社3社で構成され、コンクリート二次製品の製造・販売ならびにこれらに付帯する輸送、工事請負などの事業活動を行っております。

当社グループの事業内容および当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

土木資材事業……………公共事業向けのボックスカルバート、ヒューム管、重圧管、L型擁壁ほか水路用・道路用・農林用・下水道用製品などであり、当社が製造・販売しております。また、子会社の葉月工業株式会社は、主に法面保護工事業を行っております。

景観資材事業……………パブリックスペース向けのコンクリート舗装材、擬木、擬石などであり、当社が製造・販売しております。

エクステリア事業……………民間住宅向けのガーデン製品、積みブロックなどであり、当社が製造・販売しております。また、子会社のニッコーエクステリア株式会社は当社製品の一部を全国に販売しており、当社は同社の取扱い商品の一部を仕入れております。

子会社の株式会社サンキャリアは当社製品の運送手配および出荷業務を行っております。また、同社は、当社グループの製品製造に係る型枠製作および鉄筋加工品の製造・販売も行っております。

当社はその他の関係会社である積水樹脂株式会社と企業提携基本契約を締結しており、同社から合成樹脂と金属の複合製品などを仕入れ、当社製品を同社へ販売しております。また、同社の子会社である積水樹脂アセットマネジメント株式会社から資金の借入を行っております。

(9) 主要な営業所および工場

当 社	本 社	香川県さぬき市
	営 業 所	四国（香川県）、中国（岡山県）、兵庫、大阪、名古屋、関東（東京都）、北関東（茨城県）、東北（宮城県）
	工 場	高松（香川県）、徳島（徳島県）、志度（香川県）、長尾（香川県）、柵原（岡山県）、北関東（茨城県）、兵庫（兵庫県）、茨城（茨城県）
ニッコーエクステリア株式会社	本 社	香川県さぬき市
	営 業 所	西日本（香川県）、東日本（埼玉県）
株 式 会 社 サ ン キ ャ リ ー	本 社	香川県さぬき市
	営 業 所	四国（香川県）、関東（茨城県）
	工 場	三木（香川県）、多和（香川県）
葉 月 工 業 株 式 会 社	本 社	鹿児島県鹿児島市

(10) 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数（名）	前期末比増減数（名）
土 木 資 材 事 業	233	51
景 観 資 材 事 業	88	3
エ ク ス テ リ ア 事 業	25	△ 2
全 社 共 通	38	4
合 計	384	56

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 土木資材事業、景観資材事業およびエクステリア事業の人員は、それぞれ当該事業の事業本部、工場、営業、開発および技術に関する業務に従事する人員であります。
3. 全社共通の人員は、主に当社の管理部門の人員であります。
4. 土木資材事業の従業員数の増加の要因は、株式会社新茨中より事業の一部譲受ならびに葉月工業株式会社の子会社化に伴う従業員の受け入れによるものであります。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高 (百万円)
株 式 会 社 伊 予 銀 行	1,530
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	675
株 式 会 社 香 川 銀 行	639
株 式 会 社 中 国 銀 行	478
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	150
積水樹脂アセットマネジメント株式会社	50
株 式 会 社 常 陽 銀 行	50
農 林 中 央 金 庫	50

(注) 借入金残高は、長期借入金および短期借入金の合計額であります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 7,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,895,897株（自己株式168,303株を除く）
- (3) 株主数 1,343名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
積 水 樹 脂 株 式 会 社	690,000	23.83
ニ ッ コ ー 共 栄 会 社	300,600	10.38
ニ ッ コ ー 持 株 会 社	169,712	5.86
U B E 三 菱 セ メ ン ト 株 式 会 社	111,320	3.84
株 式 会 社 伊 予 銀 行	78,300	2.70
ア サ ノ 産 業 株 式 会 社	72,328	2.50
中 山 盛 雄	67,240	2.32
株 式 会 社 香 川 銀 行	52,500	1.81
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	43,300	1.50
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	41,000	1.42

- (注) 1. 当社は、自己株式 168,303株を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2023年3月31日現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
多田綾夫	代表取締役会長兼社長	
福井彌一郎	取締役	
仙頭靖夫	取締役	学校法人武蔵野大学経営学部客員教授
白木渡	取締役	国立大学法人香川大学非常勤講師
山口芳美	取締役常務執行役員 管理部門管掌 総務人事部長	
久保淳	取締役執行役員 経営管理部長 DX推進管掌	株式会社サンキャリア代表取締役社長
乗松伴成	取締役執行役員 土木・景観事業本部長 景観資材事業部長	
金子弘朗	取締役執行役員 東日本支店長	
川人秀昭	常勤監査役	
多田章人	監査役	積水樹脂株式会社 常勤監査役
新名均	監査役	新名均税理士事務所 税理士

- (注) 1. 2022年6月21日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって、菊池友幸氏ならびに藤田諭氏が取締役を退任いたしました。
2. 2022年6月21日開催の第67期定時株主総会において、福井彌一郎氏ならびに金子弘朗氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役福井彌一郎氏、仙頭靖夫氏ならびに白木渡氏は、社外取締役であります。
4. 監査役多田章人氏ならびに新名均氏は、社外監査役であります。
5. 監査役多田章人氏は、積水樹脂株式会社において、事業管理および内部監査に係る豊富な経験を有しており、財務および会計ならびに監査に関する相当程度の知見を有しているものであります。
6. 監査役新名均氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計ならびに税務に関する相当程度の知見を有しているものであります。
7. 当社は、取締役仙頭靖夫氏、取締役白木渡氏ならびに監査役新名均氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等に関する事項

① 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	支 給 人 数	報酬等の種類別の額		計
		固定報酬	業績連動報酬等	
取 締 役	9名	33,450千円	9,100千円	42,550千円
監 査 役	2名	10,200千円	—	10,200千円
計	11名	43,650千円	9,100千円	52,750千円

(注) 1. 上記には、使用人兼務役員の使用人分給与相当額（賞与含む）27,600千円は含まれておりません。

2. 業績連動報酬等に関する事項

当社は、連結売上高および連結経常利益の対前年伸長率ならびに企業年次計画の達成率を業績指標として、各役員による全社的経営課題や担当部門に係る課題への貢献度等、定性的要素も勘案して業績連動報酬額を決定しております。当該業績指標は、当社グループにおける成長性、収益性や生産性の向上度合を経営成果として測定・評価するのに最適であると判断し選定しております。なお、業績連動報酬は、当連結会計年度の当該業績指標の実績をベースに、定性的要素や過去の支給実績等も加味して算定しております。当連結会計年度に係る当該業績指標に関する実績は次のとおりであります。

業績指標	企業年次計画		実 績		
	金 額 (百万円)	対前年 伸長率 (%)	金 額 (百万円)	対前年 伸長率 (%)	達成率 (%)
(連結) 売上高	11,000	△ 6.5	11,336	△ 3.7	103.1
(連結) 経常利益	320	△ 23.8	323	△ 22.9	101.2

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1997年6月27日開催の第42期定時株主総会において年額150,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。

監査役の金銭報酬の額は、1997年6月27日開催の第42期定時株主総会において年額40,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定事項に関する事項

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は次のとおりであります。

基本報酬は、役位や職責、在任年数に応じた月例の固定報酬として支給しており、業績連動報酬については、各事業年度における連結売上高および経常利益の対前年伸長率ならびに企業年次計画の達成率を主要な指標と定め、各業務執行取締役による全社的経営課題や担当部門に係る課題への貢献度等、定性的要素も総合的に勘案し、賞与として当該事業年度終了後の一定の時期に支給することとしております。また、業務執行取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模の他社の動向等を踏まえて決定することとし、上位の役位ほど業績連動報酬の比率が高まる構成としております。なお、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみ支給することとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役多田綾夫氏に対し、取締役の個人別の報酬等に係る内容の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等のみならず各取締役による全社的経営課題や担当部門に係る課題への貢献度等の定性的要素も総合的に勘案し評価を行うには、代表取締役が最適であると判断したためであります。なお、取締役会の決議による委任を受けた代表取締役は、管理部門管掌担当取締役の策定した原案を検討の上、取締役の個人別の報酬の内容を決定しております。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役、監査役ならびに執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補するもので、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合の損害等は填補の対象外としております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役仙頭靖夫氏は、学校法人武蔵野大学経営学部客員教授であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役白木渡氏は、国立大学法人香川大学非常勤講師であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役多田章人氏は、積水樹脂株式会社の常勤監査役であります。同社は当社の株式を持株比率で23.83%（690千株）所有しており、当社は同社と企業提携基本契約（業務提携、人材提携および資本提携）を締結しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	福井 彌一郎	2022年6月に取締役就任以降開催された取締役会10回すべてに出席いたしました。主に、経営管理に関する観点から発言を行っており、会社経営全般に係る豊富な経験に基づいた監督、助言等を行うことで、当社経営における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	仙 頭 靖 夫	取締役会13回開催のすべてに出席いたしました。主に、経営戦略に関する観点から発言を行っており、会社経営に係る専門的な知見や豊富な経験に基づいた有益な助言等を通じて、当社経営における意思決定の妥当性・適正性を確保するための重要な役割を果たしております。
取 締 役	白 木 渡	取締役会13回開催のすべてに出席いたしました。主に、リスク管理に関する観点から発言を行っており、防災や危機管理などの専門分野に係る知見に基づいた監督、助言等を行うことで、当社経営における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	多 田 章 人	取締役会13回開催、監査役会14回開催のすべてに出席いたしました。主に、財務および会計ならびに監査に係る豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社経理および内部監査について適宜発言を行っております。
監 査 役	新 名 均	取締役会13回開催、監査役会14回開催のすべてに出席いたしました。主に、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社財務および内部監査について適宜発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を社外取締役福井彌一郎、仙頭靖夫、白木渡ならびに社外監査役多田章人、新名均の各氏と締結しておりますが、概要は以下のとおりであります。

社外取締役および社外監査役は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより会社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として賠償責任を負うものとする。

④ 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額等

支給人数	報酬等の種類別の額		親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
	固定報酬	業績連動報酬等	
4名	9,300千円	—	—

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を会計監査人有限責任監査法人トーマツと締結しておりますが、概要は以下のとおりであります。

会計監査人は、本契約締結後、その任務を怠ったことにより会社に対して損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として賠償責任を負うものとする。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 30,500千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 30,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区別しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の報酬等の額に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況および報酬見積等が適切であるかどうか必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条に規定する解任事由に該当する場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、監査役会において株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質の強化を図るとともに株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の重要課題と考えております。また、今後も予断を許さない経営環境のなかで、収益力を強化するとともに内部留保の充実も考慮した剰余金の配分に努めてまいります。

内部留保の用途につきましては、今後の生産設備の拡充やDX化をはじめ、既設生産・加工設備の合理化・省力化のための設備投資や製品開発投資ならびに新情報・物流システムの開発による販売強化、事業拡大のためのM&Aなどへの資金需要に充てる一方、借入金の返済を進めるなど、有効な活用を図る所存であります。

また、自己株式の取得につきましても、当社の財務状況や株価の推移などを勘案しつつ、必要に応じて適切に対応していく予定であります。

(注) 本事業報告の記載金額および株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

単位：千円（単位未満切捨）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,183,562	流動負債	6,289,857
現金及び預金	1,442,570	支払手形及び買掛金	1,316,007
受取手形、売掛金及び契約資産	3,350,259	電子記録債権	1,368,800
電子記録債権	1,385,831	短期借入金	2,540,208
商品及び製品	1,240,728	リース債権	139,347
仕掛品	80,610	未払法人税等	72,208
未成工事支出金	244,643	未払消費税等	84,748
原材料及び貯蔵品	343,803	未払費用	178,104
その他	98,204	賞与引当金	184,590
貸倒引当金	△3,090	役員賞与引当金	9,425
		その他	396,417
固定資産	7,023,687	固定負債	1,433,005
有形固定資産	5,855,266	長期借入金	1,082,807
建物及び構築物	992,935	リース債権	191,902
機械装置及び運搬具	627,004	繰延税金負債	53,231
土地	3,875,829	その他	105,064
リース資産	301,275	負債合計	7,722,862
その他	58,221	(純資産の部)	
無形固定資産	215,584	株主資本	7,048,134
投資その他の資産	952,836	資本金	2,019,800
投資有価証券	552,737	資本剰余金	2,025,656
退職給付に係る資産	197,764	利益剰余金	3,093,898
繰延税金資産	47,429	自己株式	△91,220
その他	154,904	その他の包括利益累計額	256,882
資産合計	15,207,250	その他有価証券評価差額金	237,495
		退職給付に係る調整累計額	19,387
		非支配株主持分	179,370
		純資産合計	7,484,387
		負債・純資産合計	15,207,250

連結損益計算書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

単位：千円（単位未満切捨）

科 目	金 額	
売上高		11,336,151
売上原価		9,044,543
売上総利益		2,291,607
販売費及び一般管理費		2,010,917
営業利益		280,690
営業外収益		
受取利息	4,034	
受取配当金	16,326	
受取賃貸料	13,195	
工業所有権実施許諾料	5,340	
物品売却益	13,176	
雑収入	11,220	63,294
営業外費用		
支払利息	14,534	
賃貸費用	5,331	
雑損	131	19,997
経常利益		323,987
特別利益		
固定資産売却益	770	
補助金収入	2,000	2,770
特別損失		
固定資産除却損	1,993	
固定資産圧縮損	2,000	3,993
税金等調整前当期純利益		322,764
法人税、住民税及び事業税	97,591	
法人税等調整額	26,493	124,084
当期純利益		198,679
親会社株主に帰属する当期純利益		198,679

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

単位：千円 (単位未満切捨)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,935,983	流動負債	5,880,483
現金及び預金	950,110	支払手形	487,905
受取手形	1,185,488	電子記録債権	1,348,144
電子記録債権	1,520,054	買掛金	527,264
売掛金	1,635,282	短期借入金	2,100,000
商品及び製品	1,199,038	1年内返済予定の長期借入金	440,208
仕掛品	68,909	リース債権	136,072
未成工事支出金	2,520	未払金	289,232
原材料及び貯蔵品	309,659	未払費用	127,836
前払費用	19,036	未払法人税等	69,770
その他の金	46,493	未払消費税等	77,738
貸倒引当金	△610	預り金	11,310
固定資産	7,543,031	賞与引当金	150,100
有形固定資産	5,694,106	役員賞与引当金	9,100
建物	702,901	設備関係支払手形	19,478
構築物	214,729	設備関係電子記録債権	42,886
機械及び装置	581,346	設備関係未払金	24,408
車両運搬具	1,408	返金負債	19,027
工具、器具及び備品	52,153	固定負債	1,374,534
土地	3,845,025	長期借入金	1,082,807
リース資産	292,413	リース債権	185,428
建設仮勘定	4,127	繰延税金負債	44,739
無形固定資産	140,849	長期未払金	6,726
借地権	114,689	長期預り金	54,832
ソフトウェア	17,745	負債合計	7,255,017
その他の金	8,414	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,708,075	株主資本	6,986,502
投資有価証券	166,697	資本金	2,019,800
関係会社株式	1,330,823	資本剰余金	2,016,611
長期前払費用	13,678	資本準備金	505,000
差入保証金	17,445	その他資本剰余金	1,511,611
前払年金費用	169,885	利益剰余金	3,041,311
その他の金	9,545	その他利益剰余金	3,041,311
		繰越利益剰余金	3,041,311
		自己株式	△91,220
		評価・換算差額等	237,495
		その他有価証券評価差額金	237,495
資産合計	14,479,015	純資産合計	7,223,997
		負債・純資産合計	14,479,015

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

単位：千円 (単位未満切捨)

科 目	金 額
売 上 高	10,669,748
売 上 原 価	8,624,164
売 上 総 利 益	2,045,584
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,726,114
営 業 利 益	319,469
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	1
受 取 配 当 金	20,825
受 取 賃 貸 料	21,698
工 業 所 有 権 実 施 許 諾 料	5,340
物 品 売 却 益	10,380
雑 収 入	17,326
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	11,222
賃 貸 費 用	6,454
雑 損 失	415
経 常 利 益	376,951
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	770
補 助 金 収 入	2,000
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,993
固 定 資 産 圧 縮 損	2,000
税 引 前 当 期 純 利 益	375,729
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	92,671
法 人 税 等 調 整 額	25,025
当 期 純 利 益	117,697
	258,032

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

日本興業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 久保 誉 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 池田 哲也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本興業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本興業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月9日

日本興業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
高松事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 久保 誉 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 池田 哲也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本興業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員及び監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月9日

日本興業株式会社 監査役会

常勤監査役 川 人 秀 昭 ㊟

社外監査役 多 田 章 人 ㊟

社外監査役 新 名 均 ㊟

株 主 総 会 参 考 書 類

第1号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（8名）は任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位	
1	た だ あや お 多 田 綾 夫	代表取締役会長 兼社長	再 任
2	し ら き わたる 白 木 渡	取締役	独立社外取締役候補者 再 任
3	き く ち とも ゆき 菊 池 友 幸		社外取締役候補者 新 任
4	や ま ぐ ち よ し み 山 口 芳 美	取締役 常務執行役員	再 任
5	の り ま つ とも なり 乗 松 伴 成	取締役 執行役員	再 任
6	い ち じょう がく 一 條 岳	執行役員	新 任
7	く ば あつし 久 保 淳	取締役 執行役員	再 任
8	か ね こ ひろ あき 金 子 弘 朗	取締役 執行役員	再 任

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	た だ あや お 多 田 綾 夫 (1949年10月29日生)	1968年 4 月 当社入社 1991年 2 月 当社取締役就任 2003年 6 月 当社取締役常務執行役員就任 2007年 4 月 当社事業本部長 2013年 6 月 当社常務取締役執行役員就任 2014年 6 月 当社代表取締役社長、社長執行役員就任 2019年 6 月 当社代表取締役会長就任 2020年 7 月 当社代表取締役会長兼社長就任 現在に至る	15,656株
<p>【取締役候補者とした理由】 多田綾夫氏は、当社事業全般に係る深い知識と経験を有しているとともに、当社および当社グループ会社の代表取締役としての職務を通じて、当社グループ経営全般に係る豊富な経験と知見を有していることから、当社グループのさらなる企業価値向上を図るため、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			
2	し ら き わたる 白 木 渡 (1949年 4 月21日生)	1981年11月 鳥取大学工学部助教授 1998年 4 月 香川大学工学部教授 2012年10月 四国防災共同教育センター長就任 2015年 3 月 香川大学名誉教授 2016年 4 月 香川大学四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構副機構長、危機管理先端教育研究センター長就任 2017年10月 香川大学副学長就任 2018年 4 月 香川大学地域・産学官連携戦略室室長就任 2020年 6 月 当社取締役就任、現在に至る (重要な兼職の状況) 国立大学法人香川大学非常勤講師	一株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 白木渡氏は、長年にわたり大学教授の要職にあり、都市計画や防災、危機管理などを専門分野として、産学官プロジェクトや地域貢献活動にも幅広く取り組まれていることから、専門分野に係る豊富な経験に基づき当社経営について有益な意見や助言をいただいております。また、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏には今後も、専門分野における幅広い知見を生かし、経営全般に係る危機管理の観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	きく ち とも ゆき 菊池友幸 (1967年2月13日生) (新任)	1990年4月 積水樹脂株式会社入社 2008年7月 同社経営企画室長 2011年4月 同社経理部長 2014年4月 同社執行役員就任、現在に至る 2019年1月 同社経営管理部長 2020年6月 当社取締役就任 2021年6月 積水樹脂株式会社取締役就任 2023年4月 同社第二事業本部長兼住建事業部長兼 コーポレート統括本部アドバイザー 現在に至る (重要な兼職の状況) 積水樹脂株式会社執行役員第二事業本部長兼住建 事業部長兼コーポレート統括本部アドバイザー (2023年6月 同社取締役就任予定)	200株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>菊池友幸氏は、積水樹脂株式会社において経理部長や経営企画部長などを歴任され、現在の執行役員の要職にあることから、財務会計や経営管理に係る豊富な経験に基づき当社経営について有益な意見や助言をいただけるものと判断し、新たに社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏には、積水樹脂株式会社における経験を生かし、経営管理についての専門的な観点から取締役の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しております。</p> <p>なお、同氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（社外取締役）であったことがあります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所 有 する 当社の株式数
4	<p>やま ぐち よし み 山口 芳 美 (1957年5月12日生)</p>	<p>1983年4月 当社入社 2001年5月 当社総務部長 2004年6月 当社秘書室長 2007年6月 当社執行役員就任、総務部長 2012年4月 当社執行役員管理部長兼総務担当部長 2012年6月 当社取締役執行役員就任 2012年11月 当社管理部長兼総務担当部長兼 業務管理担当部長 2015年4月 当社総務人事部長委嘱、現在に至る 2019年6月 当社管理部門管掌委嘱、現在に至る 2020年6月 当社取締役常務執行役員就任、現在に至る</p>	6,500株
<p>【取締役候補者とした理由】 山口芳美氏は、当社において総務・人事全般ならびにコーポレート・ガバナンスに係る豊富な知識と経験を有していることから、取締役として、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると考え、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			
5	<p>のり まつ とも なり 乗 松 伴 成 (1960年1月5日生)</p>	<p>1990年2月 当社入社 2008年4月 当社中国支店長 2008年6月 当社執行役員就任 2009年4月 当社西日本支店長 2011年10月 当社営業本部営業推進担当部長 2014年6月 当社土木資材事業部事業部長 2020年4月 当社土木・景観事業本部長兼 土木資材事業部事業部長 2021年4月 当社土木・景観事業本部長兼 景観資材事業部事業部長 2021年6月 当社取締役執行役員就任、現在に至る 2023年4月 当社事業本部長兼景観資材事業部事業部長 委嘱、現在に至る</p>	2,600株
<p>【取締役候補者とした理由】 乗松伴成氏は、当社の支店長や事業本部長を歴任し、市場開拓ならびに事業管理全般に係る豊富な知識と経験を生かすことで、取締役として、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると考え、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	いち じょう がつ 一 條 岳 (1957年6月19日生) (新任)	1980年4月 株式会社オオバ入社 2007年6月 同社大阪支店まちづくり部部长 2014年6月 同社執行役員就任、大阪支店長 2016年6月 同社上席執行役員就任、東京支店長 2022年6月 当社顧問 2023年1月 当社執行役員就任、現在に至る 2023年4月 当社事業本部副本部長兼事業戦略室長 現在に至る	100株
<p>【取締役候補者とした理由】 一 條 岳氏は、株式会社オオバで上席執行役員や支店長を歴任され、現在は当社の執行役員事業本部副本部長兼事業戦略室長としての職務を遂行していることから、事業戦略に係る豊富な知識と経験を生かすことで、取締役として、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると考え、新たに選任をお願いするものであります。</p>			
7	く ぼ あつし 久 保 淳 (1961年5月7日生)	1989年11月 当社入社 2005年11月 当社総務部総務担当部長 2006年10月 東播商事株式会社出向、経理部長 2011年7月 当社監査室長 2014年6月 当社執行役員就任、経営管理部長 2019年6月 当社取締役執行役員就任、現在に至る 当社経理財務部長兼経営管理部長 2021年10月 当社経営管理部長兼DX推進管掌委嘱 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社サンキャリア代表取締役社長	4,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 久保淳氏は、当社グループにおいて経理・財務全般および経営管理に係る豊富な知識と経験を有していることから、取締役として、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると考え、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
8	かね こ ひろ あき 金子 弘 朗 (1965年7月11日生)	1986年4月 当社入社 2012年10月 当社西日本支店長 2014年6月 当社執行役員就任、 西日本支店長兼営業推進部長 2015年4月 当社近畿・中部支店長兼営業推進部長 2022年4月 当社東日本支店長兼営業推進部長 2022年6月 当社取締役執行役員就任、現在に至る 2023年4月 当社東日本支店長兼北関東営業所長委嘱 現在に至る	1,400株
<p>【取締役候補者とした理由】 金子弘朗氏は、当社の支店長を歴任し、営業管理に係る豊富な知識と経験を生かすことで、取締役として、当社グループの重要事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると考え、引き続き選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 白木渡氏ならびに菊池友幸氏は、社外取締役候補者であります。
3. 白木渡氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、菊池友幸氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定にしております。また、白木渡氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりであります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 白木渡氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役多田章人氏ならびに新名均氏は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	稲葉 佳正 (1956年1月16日生) (新任)	1979年4月 積水樹脂株式会社入社 2009年1月 同社近畿・北陸支店長 2010年6月 同社執行役員就任 2014年6月 同社取締役就任 2019年6月 積水樹脂商事株式会社代表取締役社長就任 2020年6月 積水樹脂株式会社常勤監査役就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 積水樹脂株式会社 常勤監査役	一株
【社外監査役候補者とした理由】 稲葉佳正氏は、積水樹脂株式会社の取締役や積水樹脂商事株式会社の代表取締役社長を歴任され、現在は積水樹脂株式会社の常勤監査役であることから、経営管理ならびに監査全般に係る豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社グループの経営執行などの適法性について客観的・中立的な監査を遂行できるものと考え、新たに社外監査役としての選任をお願いするものであります。			
2	谷 真澄 (1954年5月14日生) (新任)	1975年4月 高松国税局入局 2007年7月 高松国税局調査査察部調査第三部門 統括国税調査官 2013年7月 高松国税局課税部次長 2014年7月 高松国税局調査査察部部长 2015年7月 高松国税局調査査察部退官 2019年7月 当社顧問(非常勤) 現在に至る (重要な兼職の状況) 谷真澄税理士事務所 税理士	一株
【社外監査役候補者とした理由】 谷真澄氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、これまで当社の非常勤顧問として経営に係る有益なアドバイスをいただいております。また、税理士の資格を有していることから、財務および会計ならびに税務に関する知見に基づき、当社の経営執行などの適法性について客観的・中立的な監査を実施するため、新たに社外監査役としての選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 稲葉佳正氏ならびに谷真澄氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、稲葉佳正氏ならびに谷真澄氏の選任が承認された場合、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定にしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりであります。稲葉佳正氏ならびに谷真澄氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 谷真澄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【ご参考】

第1号議案「取締役8名選任の件」および第2号議案「監査役2名選任の件」が承認可決された場合の取締役会および監査役会の構成ならびに各役員が有する知見・経験・能力は、以下のとおりとなります。

氏名	地位および担当	特に期待する知見・経験・能力						
		企業経営	事業戦略 営業 マーケティング	製造 技術 研究開発	環境・社会	財務・会計	人事・労務 人材開発	コンプライアンス リスク管理
多田 綾夫	代表取締役 会長兼社長	○	○	○	○		○	○
白木 渡	独立 社外取締役				○			○
菊池 友幸	社外取締役		○			○	○	○
山口 芳美	取締役 常務執行役員				○		○	○
乗松 伴成	取締役 執行役員		○	○				
一條 岳	取締役 執行役員		○					
久保 淳	取締役 執行役員		○			○		
金子 弘朗	取締役 執行役員		○					
川人 秀昭	常勤監査役		○			○		○
稲葉 佳正	社外監査役	○	○					
谷 真澄	独立 社外監査役					○		○

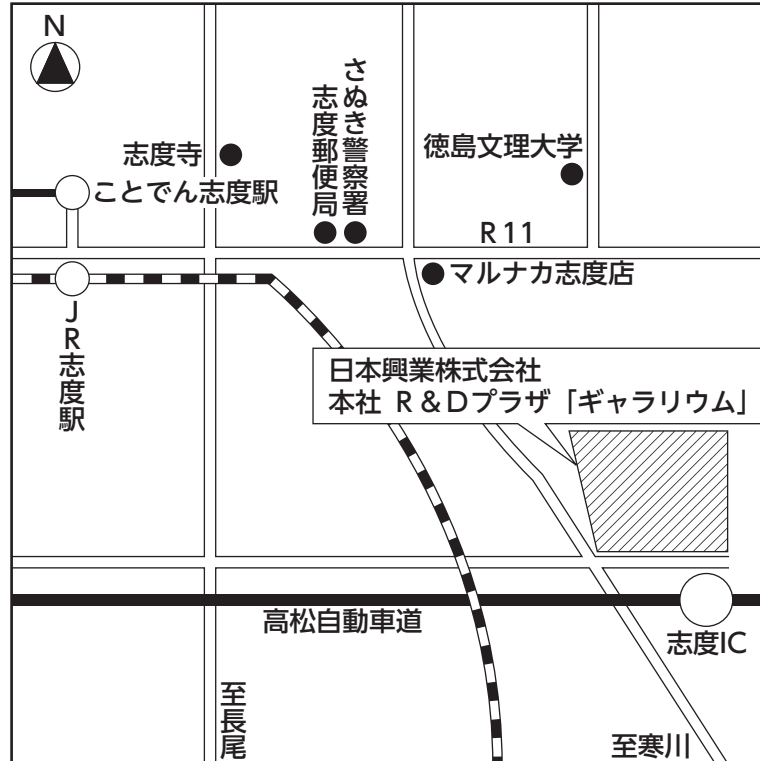
(注) 上記一覧表は、各役員に特に期待する知見・経験・能力を示したものであり、各役員の有するすべての知見を表すものではありません。

以上

会場ご案内図

香川県さぬき市志度4614番地13

日本興業株式会社 本社 R&Dプラザ「ギャラリウム」



【交通アクセス】

- JR高松駅より高徳線「志度駅」下車、クルマで5分。
- 高松自動車道「志度IC」よりすぐ。
- 高松空港より、クルマで50分。